

※本公司は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

## 令和8年度住宅における創エネ等設備導入・省エネ促進支援事業補助金公募要領

令和8年2月16日  
宮城県環境生活部  
環境政策課

宮城県では、令和8年度住宅における創エネ等設備導入・省エネ促進支援事業補助金の補助事業者（県民個人に対する補助事業の執行団体）を、以下の要領で広く公募します。

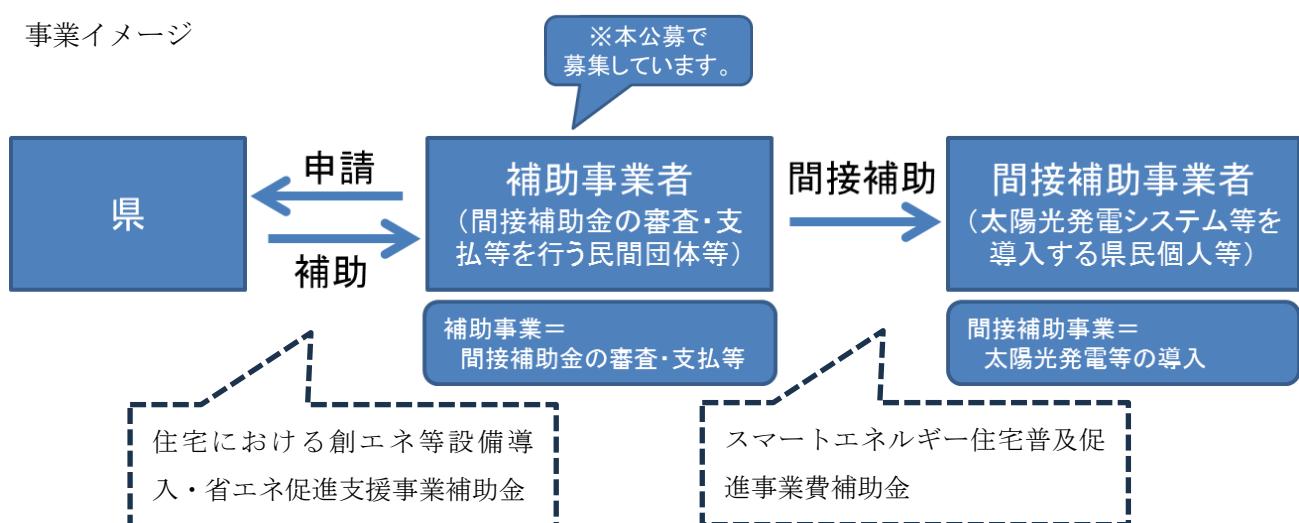
なお、本公募は令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続きを行うものです。令和8年度予算成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択することとしますので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業の目的

この補助金は、宮城県が補助事業者に対し、スマートエネルギー住宅普及促進事業（以下「間接補助事業」という。）の実施に要する経費の一部を補助することにより、当該補助事業者を通じて、太陽光発電システム等の導入を行う県民個人を支援し、宮城県内におけるスマートエネルギー住宅のさらなる普及を図ることを目的とします。

本事業は、みやぎ環境税を活用し、県が補助事業者に補助を行い、補助事業者が県民個人に対して設備導入等に係る支援を行う間接補助形式により実施するものであり、採択された補助事業者においては、公平かつ中立的に補助事業を実施することが求められます。

### 2 事業イメージ



### 3 補助対象事業

補助対象事業は、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的として、自らが居住するためにみやぎゼロエネルギー住宅の新築等や自らが居住する既存住宅等の断熱性を高める工事（以下「省エネ改修」という。）、又は自らが居住する住宅に新たに蓄電池、V2H、太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ）、エネファーム、地中熱ヒートポンプシステムを導入した間接補助事業者に補助金を交付し、また、それに付随して必要となる受付や審査、支払い、広報等の事務を行うものです。間接補助事業の概要（予定）については別紙を参照く

※本公司は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

ださい。

#### 4 補助対象事業の実施期間

交付決定日～令和9年3月31日（単年度事業）

#### 5 補助対象者

本補助金の応募資格を持つ者は、次の①から⑨の全ての要件を満たす民間団体等とします。

①宮城県内に拠点を有していること。

②住宅の省エネルギーに関する技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員を有していること。

③本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。

⑤本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。

⑥本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。

⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定及び宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。

⑧宮城県の県税を滞納していないこと。

⑨宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

#### 6 補助金交付の要件

（1）採択予定件数：1件

（2）補助率・補助予定額

補助率：定額補助（10／10以内）

補助予定額：381,000千円（うち事務費：上限34,000千円）

※補助予定額は、令和8年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、宮城県と調整した上で決定することとします。

（3）支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

#### (4) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出していただく実績報告書に基づき、ヒアリング及び現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、間接補助事業の実績に応じた適正な事務費となるよう、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、対象外となる可能性があります。

### 7 応募手続き

#### (1) 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月18日（水）正午まで

#### (2) 本公募についての説明

希望される方を対象に、個別に行います。希望日の2日前までにご連絡ください。

#### (3) 応募書類

① 以下の書類を7(4)の提出先まで持参又は郵送にて7部（原本1部、副本6部）ご提出ください。

- 応募申請書
- 事業実施計画書（提案書）
- 企業・団体の概要、基本理念、業務内容が分かる資料
- 直近過去3年間の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募申請書（提案書）に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、補助対象事業及び自主事業として行う啓発活動とともに予算額内で実現ができるのみを表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### (4) 応募書類の提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁行政庁舎13階北側）

宮城県 環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班

「住宅における創エネ等設備導入・省エネ促進支援事業補助金」担当 宛

※本公司は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

※郵送の場合は、封書の宛名面に「住宅における創エネ等設備導入・省エネ促進支援事業補助金 応募書類」と明記してください。

※FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本公司要領を熟読の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の都合で締切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

※応募書類の受付は、持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午前9時から正午まで）、郵送の場合は最終日正午必着。

## 8 審査・採択について

### （1）審査方法

原則として、庁内の審査委員会において応募書類の審査を行いますが、必要に応じてヒアリング審査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、ヒアリングを実施する場合には、申請者に別途お知らせします。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的・対象と合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業の実施方法について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ コストパフォーマンスに優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適切に積算が行われているか。

### （3）採択結果の決定及び通知について

採択予定者については、宮城県のホームページで公開するとともに、応募申請者全てに採択結果を通知します。なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問い合わせ等、個別のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

## 9 交付決定について

令和8年度予算成立後、採択された申請者が宮城県に補助金交付申請書を提出し、それに対して宮城県が申請者に交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定から交付決定の間に、宮城県との協議を経て、事業内容・事業規模・金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定できない場合がありますので御了承ください。

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 10 補助対象経費

### (1) 補助対象経費区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

(事務費については、間接補助事業の実績に応じて減額することがあります。)

区分	補助対象経費
事業費	間接補助事業（みやぎゼロエネルギー住宅、省エネ改修、蓄電池、V2H、太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ）、エネファーム、地中熱ヒートポンプシステムへの導入費等補助）に要する経費
事務費	人件費（当該事業に従事する職員に限る）、消耗品費、印刷製本費、通信費、借料・損料、振込手数料、郵送料その他事業を行うために要する経費のうち知事が必要と認める経費

### (2) 計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性がない事由に基づき生じたキャンセル料等は経費として計上できる場合があります。）
- ・補助金の利用拡大を図るための説明会の実施費用（会場利用料や備品の購入費）や補助金の広報のためのイベントブース出展の費用等

### (3) 補助対象経費からの消費税等仕入控除税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額及び地方消費税仕入控除税額は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 11 その他

### (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象なりません。

### (2) 本補助金は、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき実施することとなります。

## 12 問い合わせ先

宮城県 環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班

電話：022-211-2664

FAX：022-211-2669

E-mail：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

別紙

### 間接補助事業の概要（予定）

(スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金)

#### 1 補助対象設備等

	補助対象設備等	補助額・補助率	予定件数																	
1	みやぎゼロエネルギー住宅	1件あたり250千円（定額）	350件																	
2	既存住宅省エネルギー改修	改修部位・開口部の大きさ・改修範囲ごとの定額。 窓等開口部は1件あたりの上限9万円。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">断熱改修工事の内容</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">開 口 部</td> <td>(1) 内窓設置、外窓交換</td> <td>8,000～18,000円</td> </tr> <tr> <td>(1) ガラス交換</td> <td>2,000～6,000円</td> </tr> <tr> <td>(1) ドア交換</td> <td>20,000～25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外 壁 等</td> <td>(2) 外壁</td> <td>90,000円 (一部分なら45,000円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 屋根・天井</td> <td>28,000円 (一部分なら14,000円)</td> </tr> <tr> <td>(4) 床</td> <td>54,000円 (一部分なら27,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	断熱改修工事の内容		補助金額	開 口 部	(1) 内窓設置、外窓交換	8,000～18,000円	(1) ガラス交換	2,000～6,000円	(1) ドア交換	20,000～25,000円	外 壁 等	(2) 外壁	90,000円 (一部分なら45,000円)	(3) 屋根・天井	28,000円 (一部分なら14,000円)	(4) 床	54,000円 (一部分なら27,000円)	2,200件
断熱改修工事の内容		補助金額																		
開 口 部	(1) 内窓設置、外窓交換	8,000～18,000円																		
	(1) ガラス交換	2,000～6,000円																		
	(1) ドア交換	20,000～25,000円																		
外 壁 等	(2) 外壁	90,000円 (一部分なら45,000円)																		
	(3) 屋根・天井	28,000円 (一部分なら14,000円)																		
	(4) 床	54,000円 (一部分なら27,000円)																		
3	蓄電池	1件あたり40千円（定額）	1,800件																	
4	V2H（住宅用外部給電機器）	1件あたり40千円（定額）	36件																	
5	太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ）	1件あたり30千円（定額）	900件																	
6	エネファーム（家庭用燃料電池）	1件あたり30千円（定額） ※固体酸化物形燃料電池を活用する場合160千円	152件																	
7	地中熱ヒートポンプシステム	導入にかかる経費の1／5（上限500千円）	1件																	

#### 2 補助金の受付方法

受付期間を3回程度に分け、申請金額の合計が受付期間ごとに定められた予算を超えた場合には、期間内に申請のあった上記6（固体酸化物形燃料電池（SOFC）を活用に限る）及び7を除く全件を対象に抽選を実施し、順位を決定した上で審査を実施する。

なお、あらかじめ受付期間ごとの予算を定める場合は、別表の過去の受付期間ごとの抽選実施状況を参考に、効果的な予算配分を検討すること。

#### 3 その他基本的な業務

- ・間接補助金の利用拡大のために必要な広報
- ・間接補助金についての問い合わせ対応、審査、支払い等、補助金の交付に必要な事務
- ・間接補助金の申請状況に関する情報収集

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の補助事業執行実務を担う団体を公募するものです。

別表

		1次募集	2次募集	3次募集	4次募集	合計
令和2年度 間接補助金	予算(円)	111,520,000	68,000,000	46,240,000	46,240,000	272,000,000
	抽選 ※1	未実施	実施	実施	未実施 (他の募集の残予算を充当)	
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和元年12月1日 ～令和2年4月30日	令和2年5月1日～7 月31日	令和2年8月1日～9 月30日	令和2年10月1日 ～11月30日	
令和3年度 間接補助金	予算(円)	108,360,000	85,140,000	64,500,000		258,000,000
	抽選 ※1	未実施	実施	実施		
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和2年12月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～8 月31日	令和3年9月1日～ 11月30日		
令和4年度 間接補助金	予算(円)	99,283,000	93,397,000	111,610,000		304,290,000
	抽選 ※1	未実施	実施	実施		
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和3年12月1日～ 令和4年4月30日	令和4年5月1日～8 月31日	令和4年9月1日～ 11月30日		
令和5年度 間接補助金	予算(円)	147,625,000	98,318,000	49,307,000		295,250,000
	抽選 ※1	未実施	実施	実施		
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和4年12月1日～ 令和5年5月31日	令和5年6月1日～9 月30日	令和5年10月1日～ 11月30日		
令和6年度 間接補助金	予算(円)	111,621,000	120,433,000	61,686,000		293,740,000
	抽選 ※1	実施	実施	実施		
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和5年12月1日～ 令和6年5月31日	令和6年6月1日～9 月30日	令和6年10月1日～ 11月30日		
令和7年度 間接補助金	予算(円)	176,450,000	134,680,000	69,870,000		381,000,000
	抽選 ※1	未実施	未実施	未実施		
	募集の対象となる基 準日の期間 ※2	令和6年12月1日～ 令和7年5月31日	令和7年6月1日～9 月30日	令和7年10月1日～ 11月30日		

※1 抽選は、募集終了時点の合計申請金額が、当該募集期間の予算を超えた場合に実施。

※2 基準日とは、補助対象設備の引き渡し等が完了した日をいう。